

## 岩手県生活衛生関係営業審議会会議録

### 1 開催日時

平成 26 年 11 月 19 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時

### 2 開催場所

岩手県民会館第 2 会議室（盛岡市内丸 13-11）

### 3 出席者の氏名

#### (1) 委員

工藤善規委員、神有美子委員、山本健委員、渡瀬典子委員、下屋敷正樹委員、西部邦彦委員、山屋隆委員、鏑洋高委員、大坊邦子委員、米田ハツエ委員、小川格委員、瀬川愛子委員

#### (2) 事務局

風早正毅環境生活部長、津軽石昭彦環境生活部副部長、玉懸博文環境担当技監、白岩利恵子県民くらしの安全課総括課長、小澤慶一生活衛生担当課長、熊谷克行主任主査、工藤由美子主査、高橋里奈主事

### 4 出席者発言要旨

#### (1) 開会

##### (司会)

ただいまから、岩手県生活衛生関係営業審議会を開催いたします。

本日の会議には審議会委員及び専門委員総数 12 名の内、11 名の御出席をいただいております。残り 1 名の委員も、こちらに向かわれているということでございまして、過半数に達しておりますので、岩手県生活衛生関係営業審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、はじめに風早環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

#### (2) あいさつ

風早環境生活部長があいさつを述べた。

#### (3) 委員紹介

各委員を紹介。

事務局を紹介。

#### (4) 会長の選任及び会長職務代理者の指名

##### (司会)

会長の選任及び会長職務代理者の指名についてでございますが、会長につきましては、条例第 4 条第 1 項の規定によりまして、委員の互選により選出することとしております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

##### (委員)

事務局で案があれば、ご提案いただきたいと思います。

##### (事務局)

従前、学識経験者の委員の中から選任されておりますことから、会長を山本健委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

**【各委員、異議なし】**

(司会)

異議なしとのことですので、会長に山本委員をお願いすることといたします。それでは、会長席に御移動をお願いします。

また、会長職務代理者につきましては、条例第4条第3項の規定により会長が指名することとなっておりますので職務代理者の指名をお願いします。

(会長)

前に行われた委員会においても委員を務められたという経緯もございますので、工藤委員をお願いしたいと思います。

**【各委員、異議なし】**

(司会)

ただいま、委員が御到着しましたので、御紹介します。

(5) 諮問

(司会)

それでは審議に先立ちまして、岩手県公衆浴場入浴料金の統制額について、諮問をいたします。

**【風早環境生活部長が諮問書を読み上げ、山本会長に手交】**

(6) 審議（公衆浴場入浴料金の統制額について）

(司会)

それでは、条例第4条第2項の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、山本会長をお願いします。

(会長)

円滑な審議が図れますように委員の皆様におかれましては、進行に御協力をお願いします。資料について、事務局、説明をお願いします。

**【事務局から資料の説明】**

(会長)

ただいまの事務局の説明に対して質問等がございましたらご発言をお願いします。

(委員)

お風呂の値段はその上限の中で、自由に決めることができるものなのですか。また、その値段の中には、洗髪料が入っているかどうかをお聞きします。私の住んでいる町では、70歳以上は100円で入浴できるそうです。町で負担しているそうです。

(事務局)

この金額は上限ですので、その中で決めてもらえればいいというものです。関連して、すべての市町村ではございませんが、市町村の中で補助しているところがあったりとか、高齢者についてサービスしたりというところもあります。

洗髪料は、昭和 58 年の改定の時まではありましたが、それ以降は洗髪料を取らないという形の推移となっています。

(委員)

施設数が 25 になっていますが、一般公衆浴場は現在 18 件です。その他の公衆浴場がはいっているのではないですか。

(事務局)

組合にはいっていない施設も計上していますが、組合に入っていないでも一般公衆浴場であれば、統制額の適用を受けるものです。

(委員)

銭湯を専業でされているところは何施設になりますか。

(事務局)

休業しているところを除くと、専業が 10 施設、兼業が 13 施設となります。

(委員)

収入支出の状況について、人件費の従業員のところというは、家族従業員だとか、まったくの外部の従業員だとかの区分はなく、給料として出ている分については、いわゆる専従給与とか普通給料手当を区分なく拾ったものでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

燃料費のことですが、重油の価格とか上がっている中で、組合のほうで、違う燃料を使うよという指導とかあるんでしょうか。それとも事業者さんがそれぞれやっているという形なんでしょうか。

(委員)

私は、20 何年前、青年部会で、燃料はなるべく重油を使わないように、廃材やおが屑、その他を使うよということ、生き残り作戦をやりました。そのような工夫をした施設は残っています。廃材のほうは安いのですが、ものすごく重労働なのです。100 キロの廃材を積んできて、カッターで切って、並べて燃やしてという重労働になります。

ついでに言いますが、沿岸のほうは、整理が始まってきており、働く人がいなくなるので、当然収入が下がってしまいます。来年あたり、廃業する施設が出てきてしまうのではないかと懸念があります。そのあたりを、きちんと市とかで方策をとらないとならないよなところに来ているんです。

(委員)

来年は消費税が 10% にあがるということでしたが、延びることになるようです。しかし、今後消費税がすぐ上がったら、また、すぐ審議会を開くのですか。許されるのであれば、その分を見

越して上げて、5年間くらい審議会を開かないような方法もとられるんじゃないかと思います。

(事務局)

今後消費税率が改定になった場合や、予期せぬ経済状況の変化というものもありますので、その時々に応じて公衆浴場業組合の皆様の要望等も踏まえながら対応していきたいと考えています。

(会長)

昨日あたりの話では、衆議院解散をして少なくとも1年半は先送りするような見通しがたっていますので、ここまでの物価上昇分と消費税の来秋引き上げもすべてみてといった試算かと思います。そうすると、確かに委員ご指摘のとおり若干マイナス分がでてしまいますので、引き続き補助金等で補てんというのは、必要になってくるかもしれません。

(委員)

私どもの提案では、できるなら430円くらいにして、子供さんの料金を据え置きという案も考えているんです。なぜかという、家族全員で、どっと来たりすると、少々値引きしなければならないという気持ちがあるんです。家族が一緒に来ると何千円にもなって大変なんです。

所得が低いところだと、料金を低くせざるを得ない場合もありますが、組合ではそれも“良し”としています。何故かという、統制額を上回っていなければ、違反にはならないからです。地域の実情を考えずに、高い料金でやったら、入る人が少なくなってきて、保健衛生が遠くなります。料金の最高額を決めてもらえば、その範囲でやれるんです。

(委員)

うちのほうでは、営業時間が短くなったんですね。私は、午後から夜までずっと営業してと思っていたんですが、いまは、5時から夜9時までになっていました。

(委員)

私の住んでいる所には、公衆浴場が1件あります。そこでは毎月1回、高齢者に対して無料で入浴させているそうです。補助の方法はどうなっているか調べてきませんでした。ところが、高齢者の社交の場所になっているということで、生きがいをみんなで話し合っているようです。

あともう一つ。公衆浴場と温泉等のからみです。温泉でも、400円に入れるところもあったりしますから。利用する側とすれば、安い方に流れるというのもあります。

(委員)

先ほどから、補助金の話がいろいろ出てきているので、そのあたりをお聞きします。実態調査を実施した施設について、補助金の状況はどうだったのか。自治体のほうで、入浴の補助金というのは、どういうスタンスといいますか、傾向になっていきそうなのかという見込みのあたりを御紹介ください。

(事務局)

今回の調査対象の施設すべてが補助金を受けているわけではありません。

補助金の中身ですが、岩手県でやっていますのが公衆浴場の施設設備を改善する場合に係る経費の3分の1を補助するというのがあります。上限はあります。市町村も県と同じように施設の改善費用について補助しているところが7市あります。また、高齢者の無料、低料金で入浴する場合の助成制度があるのが2つの市と町があります。

(委員)

近くには銭湯がないし、利用するとなるとスーパー銭湯のような、車で行けて、値段は銭湯と違ってちょっと高い金額ですがゆっくり食事もとりながらという感じです。料金はそういうスーパー銭湯等に比べると、銭湯は安いので、改定しても、高くなるなという印象はそんなにないです。統制額は上限だという話をされていたので、例えば 420 円とか 430 円になったとしても、各銭湯で統制額以下であれば自由にできるということであれば、幅を持たせてもいいのではないかなという思いはあります。

(委員)

私は、我が家のお風呂を改装するために、銭湯に行くことになったんです。さて、探してみるとなかなかみつからなくて、どうしようということで、いろいろ探して利用しました。家族 3 人でとなると 1000 円ちょっとくらいになりました。

銭湯に来ている方は、高齢者の方と、うんと若い方が多く、家族連れの人は意外と少ないものだと感じました。私は、地域活動をしていますので、高齢者の方でお風呂のないアパートの人たちもいます。そういう人たちにとって、とても助かる場所なんです。近くに公衆浴場がなくなって遠くにまでいかなければならないという不便さはかなりあります。お風呂にはいるのも大変な時代になっていると感じました。

それでも、公衆浴場のお風呂に入ってみるとすごく楽しかったです。いろいろなお風呂の形態がでていますが、銭湯もこういう形でやっているというのをどこかでアピールするといいいのではないのでしょうか。例えば、家族割にするとかやってもらえると、一般の家庭の方の利用にもつながると思います。

また、銭湯に行くと、自分の家のお風呂にしか入ったことのない者にとっては、すごくマナーの勉強になるんです。隣の方のことを気かけながら入るとか。そういうマナーの勉強にもなりますし、人とのつきあいができるので、いい場所だなと思います。銭湯の数は残り少なくなりましたが、残っていられる方々に頑張ってください、皆さんに利用してもらえる方法を考えていただきたいものだと思います。

(委員)

県の方では、実際やっている料金の平均値をとっているのでしょうか。

(事務局)

事前の基礎調査によると、大人の料金を 390 円以外の設定をしているのは、1 施設ありました。

(委員)

料金に関する関係をきちんと聞いておきたいと思います。この中に補助金収入とありますが、全国的なことになるかと思いますが、予算がなくなったので補助金を打ち切るという自治体がでてきています。補助金が打ち切りになったことで、経営が大変なことになったところがたくさんあります。「補助金は、こういうことで決めてます」という、仕組みを教えてください。

また、補助金を減らすのであれば、料金算定をやり直すということになるのではないのでしょうか。

(事務局)

一般論となりますが、基本的に、毎年の歳入歳出予算というものは、いずれの自治体でも財政的な面では非常に税収と社会保障費の動向等、大変苦しい状況にあるかと思っています。その中で、

毎年度毎年度その事業の必要性等を検討し、決めていくものだろうと思います。

そして、料金の算定については、この収入及び支出の状況のところで補助金がいってある、このベースに議論しているのにそれが変わるとベースが揺らぐのではないかという、ご指摘かと思いますが。この算定資料は、確定的なものではなく、補助金収入があれば、ない施設もある。その平均値で参考的にお示しして、そういう資料なのだという前提で議論してお決めいただくものです。ただ、そのあとに何か、それは補助金のことだけではなく、その時の状況、他県の状況等を含めて議論いただく。そういったところで決まっていくのだと思います。

(委員)

収入及び支出の状況についてですが、12の減価償却費、13の建物再調達費、16の資本報酬、あと給料の部分。一家はこれで何から何まで使うと生活費が足りなくなります。そういう帳簿ですよ。

(委員)

これは収支計算書ですから、実際にお金が出ている分じゃないものまでいれているので、12、13、16は、おそらく生活費にあてられると思います。さっき、専業か兼業かと聞きましたが、県は細部で考えているだけなので、兼業の人はまた別な収入があるかと思いますが、これだけを生活費として生活しているのだとみることができると思います。

(委員)

大変、厳しい状況でやっているのだということを加味して、料金の検討をお願いしたい。ただし、小人と中人だけは値上げしないでいただきたい。

(会長)

確かに、委員ご指摘のとおり、非常に厳しい経営状態だというのは間違いのない事実だと思います。

さて、今回、料金の改定となりますと、改定した金額が新聞紙上であるとか、マスコミを通じて広く知らしめられることとなります。私たち委員は、いま、十分議論した中で、改定するにはどういう背景があって、その改定料金というのはあくまでも上限であるということをも十分承知できたかと思いますが。しかし、そうではない、それほど強くこの問題に対して関心を持っていない人や、広く県民の皆様がどういう印象を持つのかということも少し考えていかなければならない部分もあります。事業者の皆様には大変厳しい、私たちからの要望になるのかもしれませんが、どこかしかるべきところに折り合いをつけていかなければならないのではないかと考えています。

この際、様々な意見を伺いたいので、忌憚のないところをお願いします。

(会長)

それでは、概ね質問等も出尽くしたようですので、事務局資料を参考にしながら審議を行っていかうと思います。委員の皆様、審議という形でご発言をお願いします。

(委員)

わかりやすくするのであれば、中人と小人の料金は改定しないで、大人料金だけにしてもらいたい。

(会長)

小人は70円、中人は150円で据え置きということでしょうか。

(委員)

そうですね。

大人料金については、430 円になれば4、5年は持つのではないかと考えています。この料金であれば燃料を廃材にする等、経営の工夫をすればなんとかやっていけるのではないかと思います。消費税の引き上げの影響で、いまでさえ大変なんです。

それから、タクシーに乗って、入りに来る人がいるのですが、銭湯がなくなると大変だよと言うんです。1回ぐらい入るのを我慢するから、なくなることを考えれば高くなっても結構ですって言うんです。そういうことを考えれば存続して何年でも続けたほうが良いと思うのであれば、料金はちょっと幅を持たせてもらったほうが良い。

(委員)

私も、銭湯がなくなると困ると思っています。特に町の中の銭湯がなくなるのは非常に困ります。また、銭湯というのはマナーを教える場所だというのは、よく分かります。よく、おじいちゃんが孫を連れて行って、いろいろ教えている。スーパー銭湯とかに行くより、みなさん、ずっとマナーが良い。銭湯は、きれいだし、営業者の皆さんは一生懸命頑張っているし、ぜひ残していただきたいし、できれば増えて欲しいくらいです。そういうことから、営業者のみなさんが言っている料金というのは、しょうがないのではないかと思います。上限なので、それ以下の料金を設定することもできるのですから。430 円、150 円、70 円。そのあたりであれば賛成します。

(委員)

私も、中人、小人の料金を据え置きにして、大人のほうをもう少し余裕をもたせたらいいと思います。

(会長)

その前の質疑のところや、直接統制額についてもかなり具体的な御意見、それに対するお考えを十分に賜ることができましたので、これをもちまして十分に審議していただけたという風に考えてよろしいでしょうか。

それでは、統制額については、大人 430 円、中人は現行どおりで 150 円、小人は現行どおりで 70 円という案を最終的にしめしていただきましたが、この金額をもって知事に答申したいと思いますがいかがでしょうか。御異議等、ございませんでしょうか。

#### 【委員からの賛同の声】

(会長)

それでは、本審議会に際して諮問がありました、岩手県における公衆浴場入浴料金の統制額につきましては、大人を 430 円、中人を 150 円、小人を 70 円として、知事に答申することに決定します。

続きまして、その他、みなさまから何かございますか。

(委員)

改定のことではありませんが。

先日、被災地の営業者のところへ行ってお話を聞いてきました。仮設住宅の人たちが、思ったより銭湯に来ないそうなのです。仮設住宅のお風呂を使わないとダメなのだ、みたいな意識があるよ

うだということでした。きれいな銭湯で、脚を伸ばして、大きなお風呂に入る。そういう盛り上がり方っていうのを、誰に訴えればいいのかわかりませんが、PRしていけばいいのではないかと感じています。

また、いわゆる高齢化社会になっていって、コミュニティの場として、銭湯がすごくまた、見直されると思うんです。銭湯さん等に御協力をいただいて、高齢者の方々に喜んでいただけるような、ふれあいのモデル事業を計画しているところです。社会全体の人口減少化の中で、町が小さくなっていくと思います。そこで、生衛衛生関係営業の業界、特に銭湯をバックアップしていくというのを、消費者の方々、県民の方々に盛り立てていただきたくと思っています。

(会長)

他にいかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして議事のすべてを終了させていただきます。みなさまの御協力をいただきながら、とても有意義な議論ができたのではないかと思います。みなさまの御協力、改めまして心から感謝を申し上げます。それでは、議事のすべてを終了させていただきます。

(7) 答申

(司会)

ありがとうございます。それでは知事の代理としまして、風早環境生活部長が答申書をお受けします。

【山本会長が答申書を読み上げ、風早環境生活部長に手交】

(8) その他

(司会)

ありがとうございました。それでは、その他に入りますが、事務局のほうで、何かありますか。

(事務局)

今後のスケジュールですが、本日の答申を受けまして統制額を決定し、告示等の事務手続きを経て施行する予定としております。施行日につきましては、十分な周知期間を設け、円滑に施行できるようにしてまいります。告示、施行日につきましては、組合をはじめ、皆様方に、決まり次第、お知らせいたしますので、よろしく申し上げます。

(9) 閉会

(司会)

本日は、長時間にわたりまして熱心に御審議いただきましてありがとうございます。以上をもちまして岩手県生活衛生関係営業審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。